

処 分 基 準

平成 1 5 年 8 月 1 日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第 1 9 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 7 5 条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要：自動車の使用制限命令
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第 4 条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第 2 6 条の 7 （自動車の使用の制限の基準）
処 分 基 準： 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部交通指導課 企画・指導係（電話 0952 (24) 1111 内線 5123）
備 考：令和 4 年 3 月 1 日改訂